

議案第13号

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第115号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第13号

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年愛西市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。